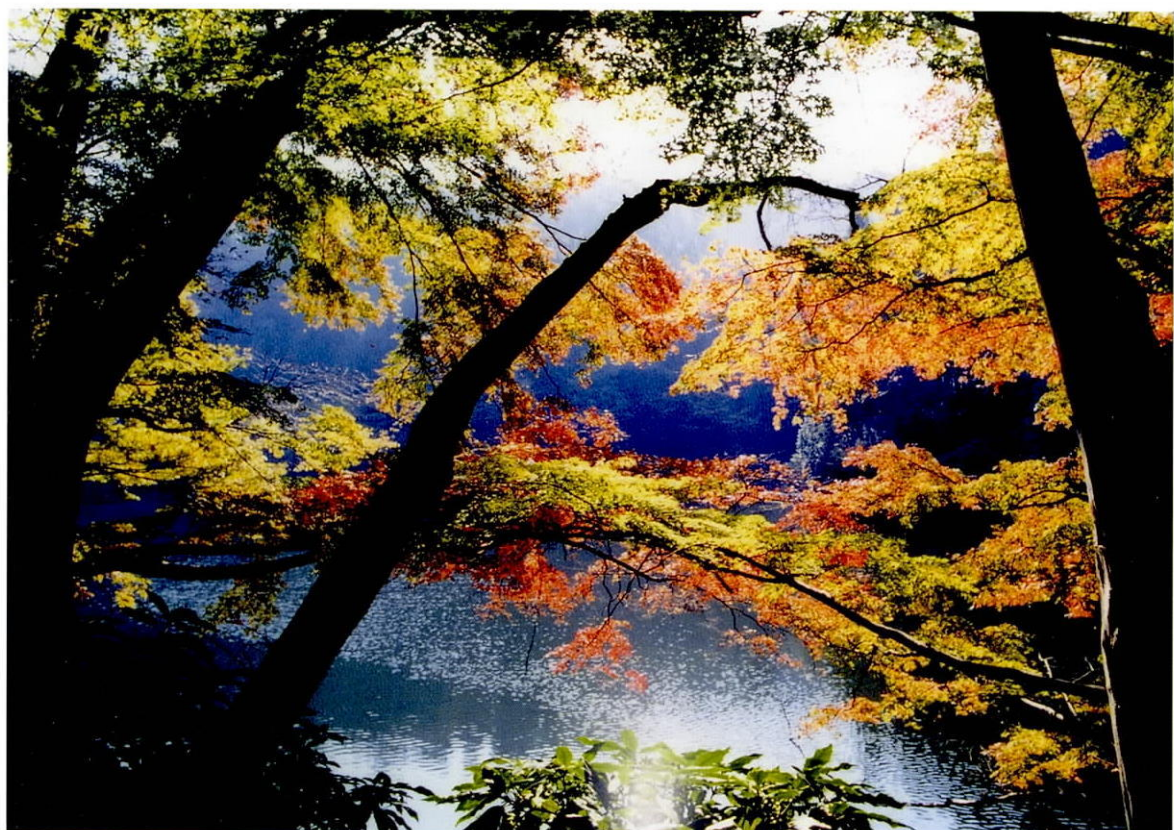


建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'10/10

No. 126



鎌北湖（毛呂山町）

建産連の SLOGAN
活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

建産連ニュース・目次

表紙写真説明

秋の鎌北湖

毛呂山町の南西部にある人造湖。越辺川の支流大谷木川を堰き止めた農業用水池で、昭和10年に完成。満水面積4^{ha}、貯水量30万^{m³}、周囲1.7km、最大水深20^m。

比企丘陵に囲まれた静かな湖で、乙女の湖とも言われ黒山県立自然公園の中心にあたり、ボート遊び、釣りなどの行楽客で賑わう。

(写真提供＝(社)埼玉県物産観光協会)

◆ 巻頭言	活路求め新事業を模索 (埼玉県総合建設業協同組合)	2
◆ 行政情報		
1.	ぐるっと埼玉サイクルネットワーク構想について	3
2.	県立がんセンター新病院の整備について	10
3.	介護基盤緊急整備等特別対策事業について	16
◆ 連合会の動き		
1.	全国建産連会長会議開かれる	21
2.	埼玉県建設産業構造改善推進協議会・総会開かれる	21
3.	理事会・委員会報告	23
◆ 連載	愛すべき土木の人たち (その20) —市川正三—	26
◆ 告知板		
1.	国・埼玉県に対する要望まとまる	32
2.	下請債権保全支援事業について	35
3.	彩の国みどりの基金 「記念プレート付き植樹」が完了	36
◆ 県内経済の動き (ぶぎん地域研究所)		37
◆ 建産連だより		38
会員団体の動き		
◆ 連合会日誌		40

巻頭言



活路求め新事業を模索

島田松夫

組合員のために必要な①資材、副資材の共同購買②建設用機械のリース斡旋③事業資金の貸付・借入④債務保証、債権取り立て⑤経営・技術の改善、向上のための教育、情報提供⑥福利厚生などの共同事業を行うため、220社の構成員で昭和51年3月に当組合は設立された。今年で35年目を迎えたが、ピーク時（平成2年）の241社から、163社までに減り、建設業界と同様に組合運営は大変厳しい状況下に置かれている。

時代の変遷とともに事業も大きく様変わりし、「生命共済」「第三者賠償保険」「工事保険」が主流となっているが、今年から新しく「自動販売機斡旋」をスタートさせた。たまたま記録的な猛暑となり、従業員の暑さ対策、熱中症予防の観点から狙いとしては良かったが、依然として厳しい運営状況に変わりはなく、新事業の模索は今も続いている。

折しも、お隣の栃木県が、道路、河川などの維持管理を統合し、「一括委託」する入札（公募型プロポーザル）を試行しようとしている報道記事が目に入った。同事業は、日光土木事務所管内を対象に、道路除雪、道路パトロール・点検、河川点検、砂防点検、砂防施設点検を一括して委託するもので、機動性を確保した効果的な維持管理を実施することが狙いようだ。効果や課題を検証した上で、この一括委託をさらに拡大するかどうか検討するという。

このような動きを踏まえ、県内の9建設業協同組合による連合会組織が6月に設立されたほか、県建設業協会も協同組合を活用した受注システムを検討するなど、地元建設業界の動きが活発化していると聞く。

発注者は、「価格だけでは維持管理の体制をきちんと把握できない」として、土木一式の参加資格のほか、過去15年間の履行実績を求めているが、中小企業協同組合法に基づく事業協同組合が参加しようとする場合は、傘下の一組合員事業者の実績でも認めるとしている。

非常に厳しい状況に置かれている建設業界としては、今後の活路を開く意味から当県においても検討していく余地が十分にあるのでは。協同組合の原点である相互扶助の精神のもと、「考えよう、行動しよう、中小企業のために」をスローガンに、組合員との連携をさらに深め、地域の特性を活かした新しい事業を模索する時がそこまで迫っていると言える。

（埼玉県総合建設業協同組合 理事長）

～自転車利用ムーブメントの創出に向けて～

ぐるっと埼玉サイクルネットワーク構想について

埼玉県県土整備部道路環境課

1 はじめに

自転車は、買物や通勤・通学という日常の移動手段やスポーツ・レクリエーションなど様々な目的で多くの人に利用されています。また、近年では健康志向の高まりや環境にやさしい交通手段として、ますますその利用ニーズが高まっています。

一方、本県は自転車保有率日本一（表1）、自転車出荷額全国第2位（表2）、大規模自転車道延長全国第4位（表3）となっており、まさに「自転車王国」とも言えます。

このような本県の特徴を活かし、自転車に係る交通安全や自転車を利用した地域振興、健康増進等を図るため、既存道路を有効に活用し、全県に自転車道ネットワークを巡らす「ぐるっと埼玉サイクルネットワーク構想（以下、「構想」という。）」づくりを進めています。本稿では、自転車に関する本県の現状と構想の概要について紹介いたします。

2 自転車に関する現状

（1）サイクリングロードの現状

県内には、主に河川堤防上の管理用道路を活用した大規模自転車道が6路線154.1km存在しています（図1）。また、用水路沿いの水辺空間を活用した「緑のヘルシーロード」や「水と緑のふれあいロード」、公園として管理している利根サイクリングコースや緑道などを合わせると、県が管理しているだけでも約300kmサイクリングロードが存在します。

この中でも、一般県道さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線（荒川自転車道）は非常に人気が高く、大規模自転車道ホームページアクセス数ランキングで全国2位（国土交通省HP）となっています。

表1 自転車保有率

順位	都道府県	自転車保有率
1	埼玉県	76.9%
2	大阪府	75.1%
3	東京都	72.2%

表2 自転車出荷額

順位	都道府県	出荷額シェア率
1	大阪府	52.7%
2	埼玉県	42.0%

表3 大規模自転車道延長

順位	都道府県	延長
1	北海道	276.3km
2	静岡県	203.7km
3	千葉県	179.5km
4	埼玉県	154.1km

表4 自転車道密度

順位	都道府県	延長km/百km ²
1	埼玉県	4.1km
2	静岡県	3.5km
3	香川県	3.3km

また、自転車道密度（県土面積あたりの自転車道延長）が4.1km/百km²と日本一であり、サイクリングができる環境が身近にある県であるといえます（表4）。

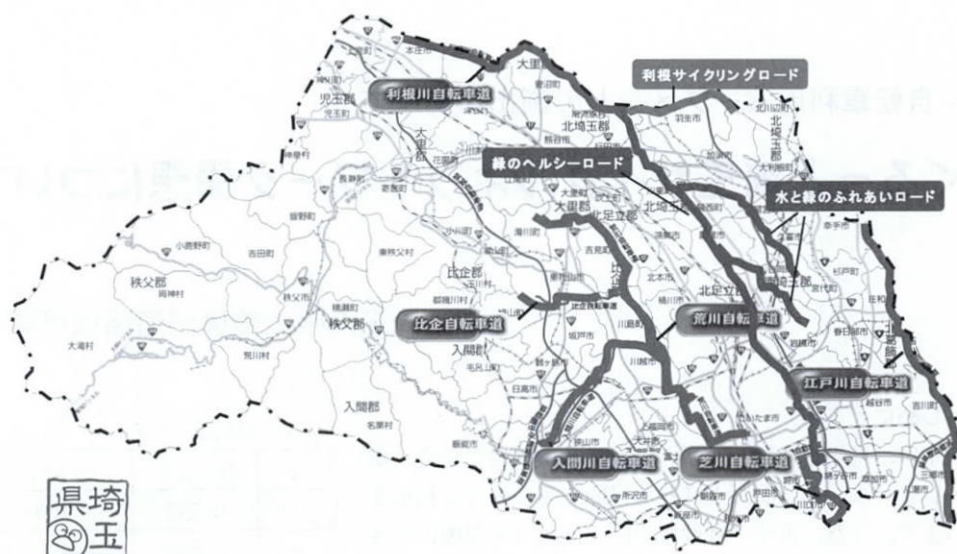


図1 サイクリングロードの現状

(2) 自転車利用者の推移

平成21年のゴールデンウィーク中に、大規模自転車道の交通量調査を行いました。その結果、荒川自転車道で1546台、入間川自転車道で1290台など、6路線で計4950台もの交通量があり、7年前の調査に比べ、約1.6倍となっており、自転車利用者が増加していることが分かりました。

また、自転車保有台数は、平成20年に5,436千台となっており10年間で約20%の増加となっています（図2）。全国では、約8%の増加となっていることから、埼玉県での自転車利用ニーズが高まっていることが分かります。

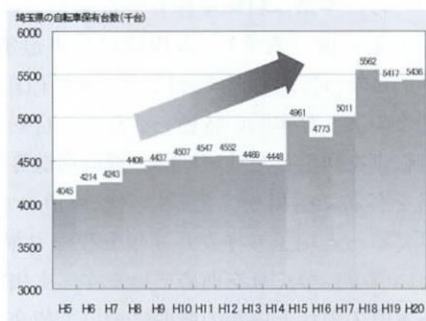


図2 埼玉県の自転車保有台数の推移

(3) 自転車事故の推移

自転車の利用者が増加するにつれて、自転車事故も年々増加しています。警察庁の調査によると、平成9年から平成21年にかけての全事故件数の推移は約0.9倍と減少しているのに対し、自転車対歩行者の事故件数は約4.6倍と大幅に増加しており（図3）、安全対策やマナーの向上が求められています。



図3 事故件数の推移

出展：事故統計資料（警察庁）

3 構想の概要

(1) 構想の特色

本構想は次のような特色を持っています。

- 1) サイクリングロードや国道、県道、市町村道等の既存ストックを有効に活用し、全県の自転車道ネットワークを形成する。
- 2) 県民の方々や市町村からの意見を取り入れ、県内を楽しみながらサイクリングできるルートを設定する。
- 3) 家族連れから体育会系まで利用目的に応じたルートを設定する。
- 4) ハード整備とともに、利用者の拡大を図るソフト施策を実施する。

以下にその詳細について説明します。

1) 全県の自転車道ネットワーク

構想の軸となる、全県の自転車道ネットワークイメージは図4のとおりとなっています。

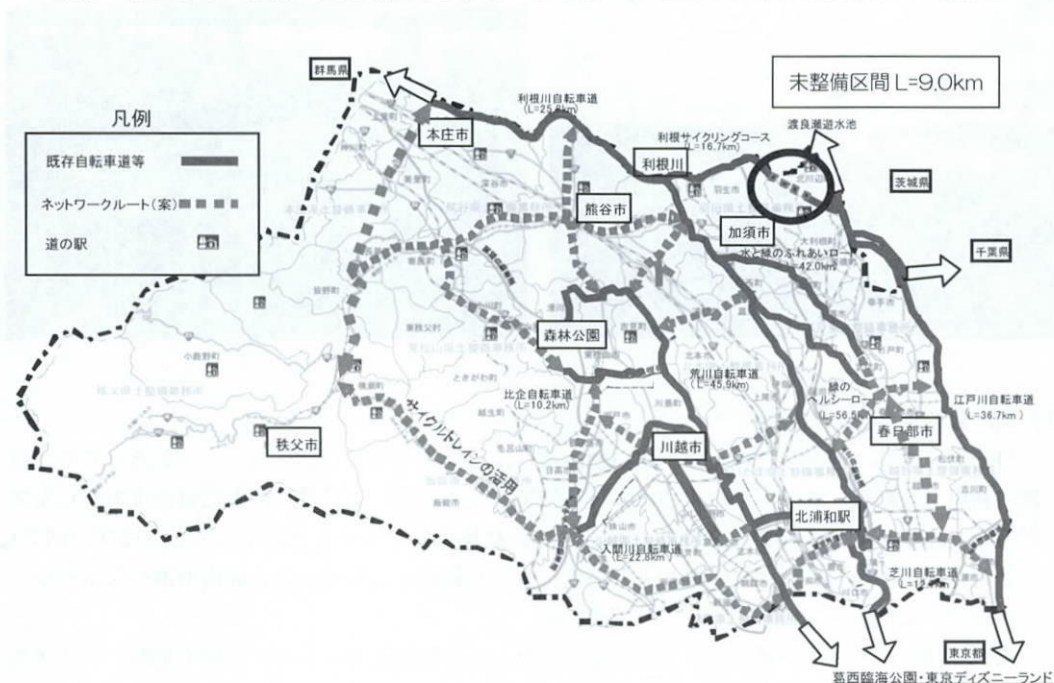


図4 ネットワークイメージ図(案)

全県のネットワークルート(以下、「骨格ルート」とする。)は、既存のサイクリングロードを軸として、それらを既存の国道、県道、市町村道等で結んでいきます。また、県内の拠点都市や観光拠点なども結び、自転車による広域的な移動のネットワークの形成を目指します。現時点ではまだイメージであり、詳細なルート等については、今後検討を進めます。

また、県北東部(図中の○で囲まれた箇所)の約9kmについては、現在未整備ですが、国の河川

堤防補強工事に併せて自転車道の整備を行っていきます。これによって、群馬県の渋川市から東京ディズニーランドまでの約170kmがつながり、川沿いを走る日本一長いサイクリングロードが完成します。

2) 自転車みどころスポット100とスポットを巡るルートの選定

自転車をより多くの方に楽しんでいただくためには、単純に既存道路を結ぶようなルート設定をするのではなく、地域の観光スポットやグルメスポット、季節の花や景色を体感できるようなルートの設定が必要です。

そこで、7月1日から1ヶ月間、県民の方や県、市町村の職員等から自転車で行く県内のみどころスポットや自転車をもっと楽しむアイデアを募集しました。その結果、615通の応募があり1000以上ものスポットの御提案をいただきました。

これらの意見を参考に、10月末を目標に「自転車みどころスポット100」と「スポットを巡るルート」を決定していきます。



3) 利用目的別ルートの設定

自転車は通勤、通学などの日常利用（短距離）からスポーツ、レクリエーションとしての非日常の利用（長距離）まで、利用方法は多種多様です。そこで、より多くの方に自転車を楽しんでもらい、自転車利用の裾野を広げるため、3つの利用目的別ルートを設定していきます（図5）。

- ①県内周遊ルートは、主に骨格ルートを走行する長距離ルートで、主に健康増進やスポーツ、レクリエーションに資するルートです。
- ②地域体感ルートは、骨格ルートから枝分かれした中距離のルートで、公園や史跡、グルメスポット等、地域の魅力を楽しみながら走行してもらうことを目的としたルートです。また、ルート設定だけでなく、レンタサイクルの推進や自転車修理店との連携など、多くの方に自転車を安心して楽しんでいただけるような施策を展開していきます。
- ③生活密着ルートは、通勤、通学や買い物などの短距離ルートで、日常の利用をより安全で楽しめながら走行することを目的としたルートで、駅周辺などを想定しています。

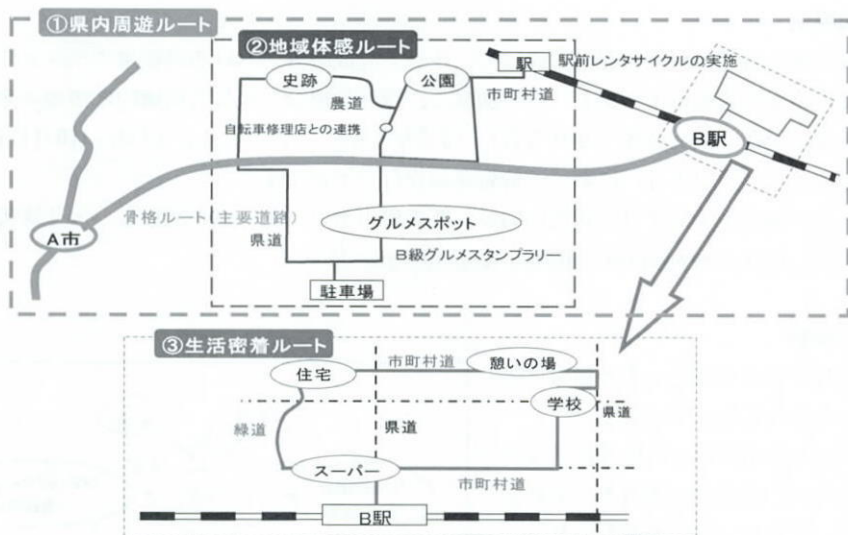


図5 利用目的別ルートイメージ図

4) ソフト施策

各ルートのハード整備だけでなく、自転車利用促進に向けた、様々なソフト施策を併せて実施していきます。現在、以下のような施策の実施に向けて検討を進めています。

- ・ 放置自転車を活用したレンタサイクル
- ・ コンビニエンスストアや道の駅との連携による利用者の利便性向上
- ・ シンボルマーク、パンフレットの作成 など

(2) 整備計画

自転車みどころスポット100を巡るルートの決定後、各ルートにおける整備計画を作成します。整備計画には、整備主体、整備方法や整備のスケジュール等を盛り込むこととしています。

一般的な自転車通行環境の整備方法は、緑石等で分離する「自転車道（図6）」、路肩に通行帯を明示する「自転車レーン（図7）」、「自転車歩行者道（図8）」内を区画線等で通行帯を明示する3種類があります。これらの方法は、既存の道路幅員に余裕がない場合、用地買収が必要となり、莫大な費用と時間がかかります。このため、道路幅員に余裕がない箇所においては、案内板や路面表示等により利用者を誘導することとしており、おおむね3年程度で整備することを目標としています。

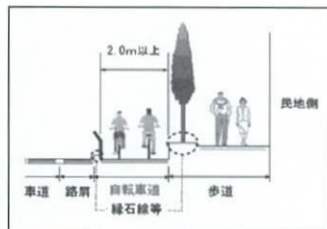


図6 自転車道



図7 自転車レーン

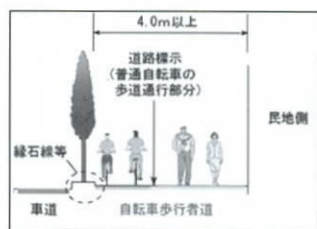


図8 自転車歩行者道

(3) 情報発信

構想の周知や自転車利用の促進に向けて、ルート完成時等における自転車イベントの実施や、他部局で実施する自転車イベントへの参加など、様々な機会を通じて積極的に情報の発信を行っていきます。現在、秩父宮杯（9月5日）、埼玉サイクリングフェスティバル（10月17日）、彩の国ビジネスアリーナ（1月）において情報発信を行う予定です。

また、彩の国だよりや7月に新たに開設した専用のホームページを活用し、広く情報を発信していきます。[\(http://www.pref.saitama.lg.jp/site/gurutto/\)](http://www.pref.saitama.lg.jp/site/gurutto/)

(4) 検討体制

構想を策定するに当たっての検討体制は図9のとおりとなっています。

県民の方々や市町村から応募のあった意見を参考に、県内に11箇所ある地域振興センターごとに、地域振興センター、県土整備事務所、市町村、県警などをメンバーとしたワーキンググループを設置し、地域の魅力を活かしたみどころスポットやルートを検討していきます。地域

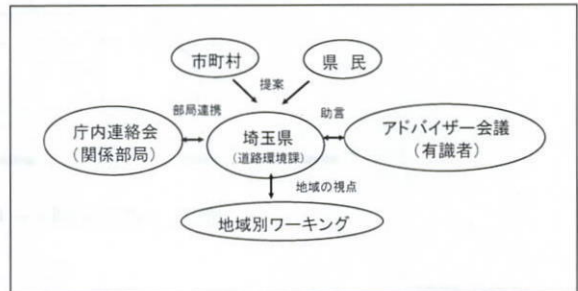


図9 検討体制

ごとのみどころスポットやルートをとりまとめ、全県の「自転車みどころスポット100」と「スポットを巡るルート」を決定します。

県庁内の関係部局を集めた「庁内連絡会」は、構想の策定や自転車利用促進に係る施策の推進にあたり、横断的な連携を図るため設置したものです。

また、アドバイザー会議は、各専門分野に携わる方から助言をいただくことで、より専門的で実効性のある構想にするため、設置しています。

委員は、立教大学観光学部の安島教授を座長とし、7人の有識者で構成しています（表5）。6月17日に第1回の会議を開催し、年度内に合計3回の開催を予定しています。

表5 アドバイザー会議委員名簿

座長：安島 博幸（立教大学観光学部 教授）
委員：大塚 宏（JA埼玉県中央会 常務理事）
委員：小長谷悠紀（目白大学短期大学部 准教授）
委員：武田 学（株JTB首都圏 大会イベント課）
委員：藤倉 幸親（埼玉県自転車・軽自動車商協同組合）
委員：本田 忠男（財団法人埼玉県交通安全協会 専務理事）
委員：渡邊 廣次（埼玉県サイクリング協会 理事長）



安島座長（正面）と委員（両脇）



あいさつをする成田県土整備部長

4 おわりに

本県では、様々な部局が自転車に関する施策に取り組み始めており、「自転車利用のムーブメント」が創出されつつあります。その中心となる「ぐるっと埼玉サイクルネットワーク構想」は、非常に重要な役割を担うものと考えています。平成22年度中の策定を目指し、検討を進めていきます。

今後は、県民、NPO、企業、有識者、市町村など、様々な主体と連携を図りながら構想づくりや自転車利用促進に向けた施策を展開し、「自転車といえば埼玉県!!」のブランドイメージの確立を図っていきたいと考えています。



森の中にある、人にやさしい高度医療機関

埼玉県立がんセンター新病院の整備について

埼玉県病院局がんセンター建設課

1 はじめに

埼玉県立がんセンターは、県民のがん克服の期待を担って、昭和50年11月に埼玉県政施行100周年記念事業の一環として開設されました。以来、地域医療機関の皆様からの患者紹介による紹介外来型病院として高度がん医療と研究を通じ、県のがん医療水準の向上に努めてきました。平成20年2月には、都道府県がん診療連携拠点病院に指定され、その責務に応えるために、研修、相談事業や他の拠点病院との連携など、その活動を充実させてきました。

しかし、建物の老朽化や耐震化のための大規模な改修の必要性、さらに今後の高齢化に伴うがん患者数増加に対応し、常に新たな医療を提供するためには、施設狭隘化を解決する必要があります。

そこで、平成19年度に策定した「埼玉県立がんセンター施設整備方針」において、がんセンターの建て替えを行うこととしました。また、平成20年度には新病院整備の考え方・機能・規模・土地利用計画・整備事業手法と整備スケジュールについて「埼玉県立がんセンター施設整備基本計画」としてまとめました。

平成21年度には基本設計を実施しましたので、本稿においてその概要を紹介します。

2 がんセンター新病院の概要

(1) 建設予定地と施設規模

新病院の建設予定地は、現がんセンター及び精神医療センター北側の隣接地で、敷地面積は82,990㎡です。



(建設予定地)

施設の規模は、RC造の免震構造とし、地上11階・地下1階建て、延べ床面積約60,440㎡、病床数は現在の400床から500床へ増床します。



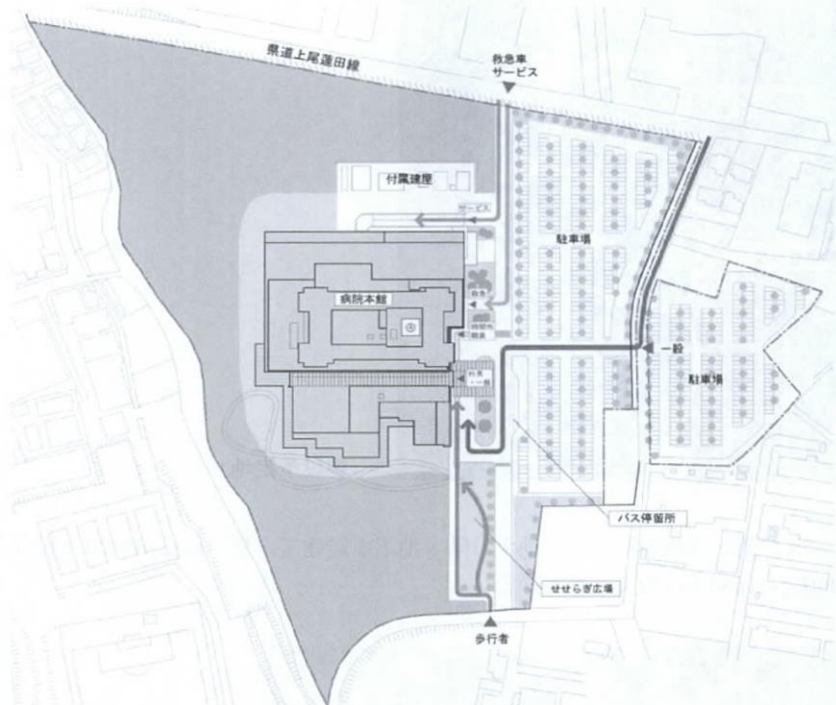
(新病院の外観イメージ)

(2) 配置計画

建設予定地の西側約半分は豊かな雑木林となっているため、建物を中央に配置し、東側に駐車場を設け、主玄関は建物東側にする計画です。豊かなみどりをできる限り残し、活かすことで、環境への配慮と癒しの療養空間の実現を図ります。

交通事故と渋滞を防止するため、一般車両は主に北側県道から東側町道を経由し、敷地東側中央から敷地に入出入りするにします。救急車両や納品などのサービス車両の出入口は北側県道とします。

また、歩行者は最寄りの駅である埼玉新都市交通「ニューシャトル」の丸山駅より現病院敷地を経由し、敷地南側からアクセスすることで一般車両とは明確に分離します。敷地内に入ると、せせらぎ広場を通り、正面玄関へアプローチする計画です。

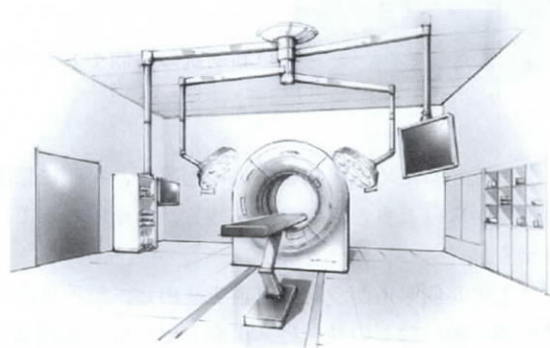


(配置計画)

3 がんセンター新病院の特徴

(1) 高度先進がん医療を実践する病院

より多くのがん患者を救うため、100床増床するとともに手術室を7室から12室へ増設し、がんの痛みを和らげる緩和ケアは18床から36床に増床します。また、手術室でCT撮影や放射線治療を行う「ハイブリッド手術室」も将来可能な構造とします。



(ハイブリッド手術室のイメージ)

さらに、小さながんの発見が可能な最新の診断装置（PET-CT）など、高度医療機器を導入し、がん診療拠点としての機能強化を図るとともに、常に最先端の医療を提供できるよう、将来に備え拡張スペースを確保します。

(2) 日本一患者と家族にやさしい病院

正面玄関から入ると「明るく開放的な空間」として、トップライト（天窗）を設けた二層吹き抜けのホスピタルストリート（診察室などに続く病院内幹線通路）が広がります。人が行き来するところでもゆったりとくつろげるようにするとともに、カフェやコンビニなどで街並みを構成します。



(ホスピタルストリートのイメージ)

さらに、音楽会などに活用できる多目的オープンスペースをはじめ、ボランティアルームやボランティア運営のギャラリーを整備し、「ボランティアによる癒し」の院内活動が活発にできるようにします。



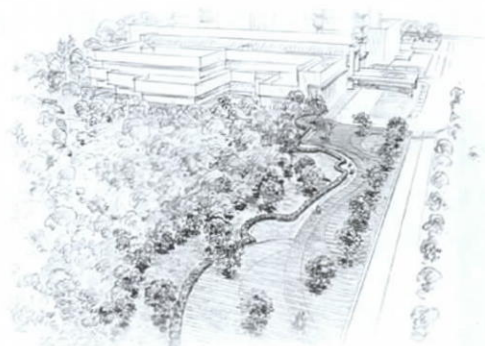
(多目的オープンスペースのイメージ)

4人用の病室は、1人当たりの床面積を9㎡に拡張し、木や和紙などの自然素材を利用することで、ゆったりとしたやすらぎのある病室とします。



(4人用病室のイメージ)

建物の外には、敷地のみどりを活かして散策路やせせらぎ広場を整備し、「みどりとせせらぎによる癒し」の療養環境を提供します。



(せせらぎ広場のイメージ)

また、最新式の空調機器の導入などで、現病院より単位面積当たり25%の二酸化炭素排出量削減と、48%のエネルギーコスト削減を図り、地球にもやさしい病院を目指します。

4 今後のスケジュール

安心安全なよりよい品質の確保と工期の短縮を図るため、実施設計と施工を一括発注する方式を採用しました。平成23年度から本体工事に着手して平成25年度中のオープンを目指します。

なお、本体工事においては地場産の木材等、県産資材を積極的に採用していきます。

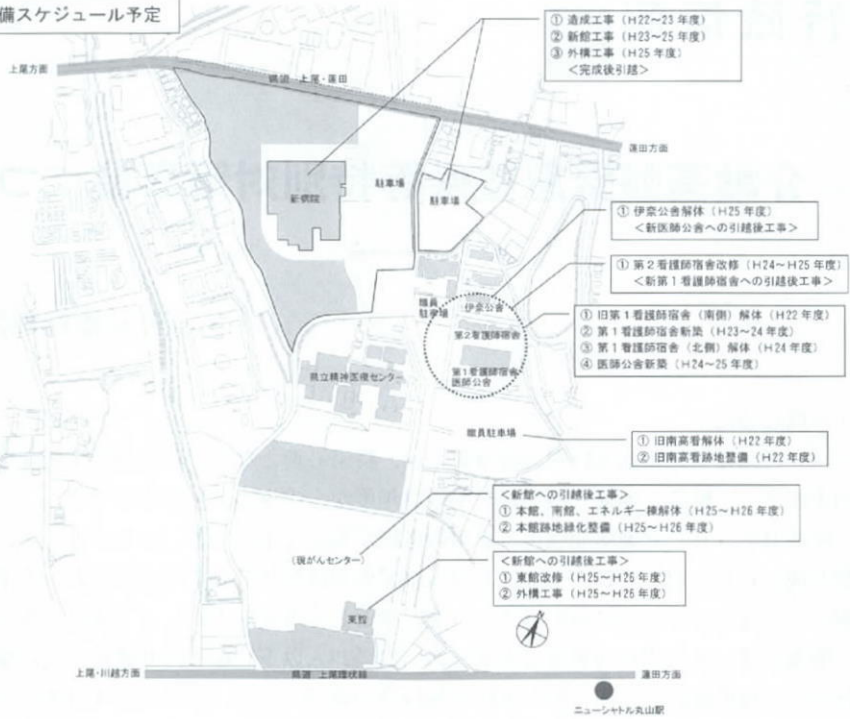
5 病院本体工事以外の工事

病院本体の建設工事とは別に、今年度は「埋蔵文化財調査のための建設予定地伐採工事」、「旧南高等看護学院解体工事」を県内企業に発注しました。

今後は「旧南高等看護学院跡地整備工事」等の発注を予定しています。

さらに、平成23年度以降は「医師公舎新築工事」、「第1看護師公舎新築工事」、「第2看護師公舎改修工事」、「旧医師公舎解体工事」、「新病院外構工事」、「東館改修工事」などについて県内企業への発注を予定しています。

がんセンター施設整備スケジュール予定



6 おわりに

現がんセンターにおいては、常時300人を超える入院待機患者を抱える状況にあり、規模の拡大とともに常に先端医療を提供するがん専門病院として、より機能を充実させた新病院の早期建設を目指しています。

引き続き、県民の皆様の期待に応えられる病院づくりを全力で行ってまいります。

介護基盤緊急整備等特別対策事業について

埼玉県福祉部高齢介護課

1 はじめに

「介護基盤緊急整備等特別対策事業」は、将来必要となる介護施設や地域介護拠点の整備を平成23年度までに緊急に推進するため、平成21年度から実施している事業です。

平成21年5月、介護機能強化と雇用の創出が緊急に求められていることから、国において補正予算が成立しました。これを受けて、埼玉県でも平成21年9月の県議会において予算の補正を行い、国からの交付金を基金に積み立てこれを財源として事業を実施しているところです。

事業には、小規模特別養護老人ホーム（定員29人以下）などの介護施設等の整備に対する助成を行う「小規模施設の整備」と、消防法施行令の改正により、平成21年4月からスプリンクラー設置が義務付けられた施設に対する助成を行う「既存施設のスプリンクラー整備特別対策支援事業」があります。

また、このほかに、特別養護老人ホーム等の介護施設等の開設に要する費用の一部を助成する「施設開設準備経費助成特別対策事業」、施設用地確保のために定期借地権を設定した場合の一時金に対する助成を行う「定期借地権利用による整備促進特別対策事業」も実施しています。これらの事業も、国からの交付金を基金に積み立ててこれを財源として事業を実施し、介護基盤緊急整備特別対策事業と併せて介護基盤の整備を図っていくものです。

2 介護基盤の緊急整備特別対策事業

介護基盤を緊急に整備するため、国からの交付金（埼玉県は57億3,484万円）を基金に積み立て、それを財源として、平成21年度から23年度の3年間で、小規模特別養護老人ホームなどの整備を行うものです。

小規模特別養護老人ホームなどの施設等の整備に対して助成を行う「小規模施設の整備等」と、消防法施行令の改正により、平成21年4月からスプリンクラー設置が義務付けられた施設に対する助成を行う「既存施設のスプリンクラー整備特別対策支援事業」とがあります。

(1) 小規模施設の整備等

小規模施設とは、小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護支援事業所（通いを中心に「訪問」「泊まり」を組み合わせたサービス）など、主に地域密着型サービスを提供する施設などです。

「地域密着型サービス」とは、認知症高齢者や独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護

状態になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにする観点から、平成18年度に介護保険制度で創設されたサービスです。

地域密着型サービスは、原則として所在市町村の住民が利用対象となっていて、利用定員総数なども市町村が定めます。また、介護保険法上の事業者の指定、事業者に対する指導・監督等も市町村が行います。

主な小規模施設の概要は、以下のとおりです。

● 主な小規模施設の概要

名 称	概 要
小規模特別養護老人ホーム	原則として65歳以上の者で、身体上、精神上著しい障害があるため、常時介護を必要とし居宅でこれを受けることが困難な者が入所する施設で、定員29人以下のもの。住み慣れた地域での生活の継続を主眼として、利用者は原則として所在地市町村の住民になります（地域密着型サービス）。指定・指導監督権限は、市町村にあります。
小規模老人保健施設	病状安定期にある要介護高齢者等に対し、看護、医療及びリハビリテーションとともに、レクリエーション、介護等の日常生活サービスを提供し、家庭復帰を目指す施設で、定員29人以下のものです。小規模特養と違い、指定・指導監督権限は都道府県にあります。
小規模ケアハウス	原則として60歳以上の者で、身体機能等の低下が認められ、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者で、家庭による援助を受けることが困難な者が入所する施設で定員29人以下のものです。地域密着型特定入所者生活介護の指定を受けることで、介護サービスの提供が可能となります。
小規模多機能型居宅介護事業所	登録した利用者（25人以下）をサービスの対象とし、「通い」を中心とし、随時、訪問介護員による「訪問」や短期間の「宿泊」（泊まり）を組み合わせた介護サービスを提供します。地域密着型サービスであり、指定・指導監督権限は市町村にあります。

小規模施設の整備については、厚生労働省の「地域介護・福祉空間整備等交付金（市町村交付金）」により、国から市町村に対し直接交付金が交付されていましたが、今回の緊急事業の実施により、国からの交付金を受けて県が基金に積み立て、それを財源として、県から市町村に対し助成を行うようにしたものです。

なお、補助事業の対象となるのは、各市町村が第4期介護保険計画（平成21～平成23年度）期間中の事業として位置づけている事業（上乗せ整備分を含む）です。

また、実際の事業の実施（施設等の整備）は、市町村が実施する場合がありますが、ほとんどは、市町村から助成を受けて施設等の整備を行う社会福祉法人などの事業者です。

補助対象となる小規模施設の補助単価と3年間（平成21年度～平成23年度、平成21年度は実績）の整備予定については、次のとおりです。（緊急事業の実施により、施設の種別によっては単価が

増額になっています。)

● 小規模施設の補助単価

種 別	単 価	従前単価 (市町村交付金)
小規模特別養護老人ホーム	350万円/定員	2,000万円/ユニット(4,000万円が上限)
小規模老人保健施設	4,375万円/施設	2,500万円/施設
小規模ケアハウス (特定施設の指定を受けるもの)	350万円/定員	2,000万円/ユニット(4,000万円が上限)
認知症高齢者グループホーム	2,625万円/施設	1,500万円/施設
小規模多機能型居宅介護事業所	2,625万円/施設	1,500万円/施設
認知症対応型デイサービスセンター	1,000万円/施設	1,000万円/施設
夜間対応型訪問介護ステーション	500万円/施設	500万円/施設
介護予防拠点	750万円/施設	750万円/施設
地域包括支援センター	100万円/施設	100万円/施設

● 小規模施設の整備予定

種 別	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合 計
小規模特別養護老人ホーム (人)	0	232	225	457
小規模老人保健施設 (か所)	0	1	1	2
小規模ケアハウス (人)	0	74	116	190
認知症高齢者グループホーム (か所)	2	17	11	30
小規模多機能型居宅介護事業所 (か所)	1	28	18	47
認知症対応型デイサービスセンター (か所)	0	15	11	26
夜間対応型訪問介護ステーション (か所)	0	5	6	11
介護予防拠点 (か所)	0	1	1	2
地域包括支援センター (か所)	2	3	4	9

※ 21年度は実績値です。

※ 上乗せ整備分も含めた数値です。

(2) 既存施設の sprinkler 整備事業

平成21年4月に施行された消防法施行令の改正により、sprinklerの設置が義務付けられた既存施設が平成23年度までに sprinklerを設置する場合にその費用を補助するものです。

対象となるのは、平成21年4月施行の消防法施行令改正により sprinklerの設置が新たに義務付けられた施設ですから、それより前から設置義務のあった施設は対象にはなりません。

(例えば、1,000㎡以上の2階建て以上の施設は、もともと設置義務があるため、この補助制度の対象外です。) なお、小規模多機能型居宅介護型事業所については、消防法施行令上 sprinklerの設置義務はありませんが、利用者が安心してサービスが利用できるよう、既存施設であって未設置の事業者が整備を行う場合、対象になります。ただし、275㎡以上であり、かつ、要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等に限りま。

対象となる施設の種別は、広域型(定員30人以上)の特別養護老人ホーム、老人保健施設、老人短期入所施設、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る)などです。

なお、設置主体が地方公共団体等であるものも除かれます。

また、グループホームや小規模特別養護老人ホームなどについては、この補助制度ではなく、国(厚生労働省)の「地域介護・福祉空間整備等交付金」により、sprinkler補助対象となっています。

補助単価と3年間(平成21年度～平成23年度、平成21年度は実績)の実施予定については、以下のとおりです。

● 既存施設の sprinkler 整備の補助単価

床面積 275㎡以上1,000㎡未満	9,000円/㎡
床面積 1,000㎡以上	17,000円/㎡

● 既存施設の sprinkler 整備の実施予定

種 別	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
特別養護老人ホーム(か所)	3	5	1	9
老人保健施設(か所)	0	2	0	2
養護老人ホーム(か所)	0	0	0	0
老人短期入所施設(か所)	7	35	8	50
有料老人ホーム(か所)	1	17	12	30
小規模多機能型居宅介護事業所(か所)	4	5	3	12
合 計	15	64	24	103

※ 21年度は実績値です。

3 施設開設準備経費助成特別対策事業

特別養護老人ホーム等の施設の円滑な開設を促進するため、介護基盤緊急整備特別対策事業と相まって、開設前の介護職員等の雇上げ経費など、施設開設の準備経費に対し補助を行うものです。

介護基盤緊急整備特別対策事業と同様、平成21年度から平成23年度の3年間で、国からの交付金を基金に積み立て、それを財源として実施します。

対象となる施設は、特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス（特定施設の指定を受けるもの）、小規模特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス（定員29人以下、特定施設の指定を受けるもの）などです。

広域型の施設については、県から事業者に対して直接補助し、小規模特別養護老人ホーム等の小規模施設については、県から市町村に補助金を交付し、事業者に対しては市町村から補助するという形になります。

対象となる経費は、開設前6か月にかかる職員等の雇上げ経費等で、職員の募集経費、開設に当たっての周知・広報経費、開設後に使用する備品なども含まれます。

補助単価は、定員1人つき、60万円となっています。

4 定期借地権利用による整備促進対策特別対策事業

大都市部等において施設等用地の取得が困難なことにより、特別養護老人ホーム等の整備が進まないことを踏まえ、施設の用地確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図ることを目的に実施するものです。具体的には、施設用地の確保のため定期借地権設定し、一時金を授受した場合にその経費の一部を補助するものです。

この事業も、介護基盤緊急整備特別対策事業、施設開設準備経費特別対策支援事業と同様、国からの交付金を基金に積み立て、それを財源として、平成21年度から平成23年度の3年間で実施します。

対象としている施設は、特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス（特定施設の指定を受けるもの）、小規模特別養護老人ホーム、小規模老人保健、小規模ケアハウス（特定施設の指定を受けるもの）などです。

また、対象となる経費は、定期借地権設定の際に授受される地代の前払いの性格を有する一時金であり、その半額が助成額となります。

なお、敷地の路線評価額の半額の2分の1が助成の上限となります。

5 結び

高齢化が急速に進む埼玉県にとって、急速に増加する要介護高齢者が、できる限り住み慣れた地域で生活ができるよう多様な介護サービスの整備が必要です。

そのため、従来の訪問サービス、通所サービス、短期入所サービスに加え、平成18年度から、小規模多機能型居宅介護事業などの地域密着型サービスが創設されました。介護基盤緊急整備等特別対策事業は、この地域密着型サービスを整備促進する事業です。市町村によっては、まだ整備が進んでいない地域もあります。整備を希望される方は、是非、市町村に御相談ください。

連合会の動き

上限拘束性の撤廃など 10提案議題を巡り意見交換 全国府県建産連会長会議

平成22年度の全国府県建設産業団体連合会
会長会議が9月30日、栃木県のホテルエビナ
ール那須で開催され、当建産連から関根会長
と和田常務理事が出席した。

開会にあたり、開催県の渡邊勇雄栃木県建
設産業団体連合会会長は、「今後の建設産業
の発展のため足がかりとなることに期待した
い」、絹川治会長は「地域建設産業が存続可
能な環境と予算の確保を切に要望する。建設
産業は、他産業には見られないような計画の
無い経営を強いられ、自助努力だけでは、健
全な産業構造の構築は不可能と考えている。
本日は十分な議論と審議をお願いしたい」と
あいさつした。



続いて、全国建産連会長表彰の授与式を行
い、本県から次の3氏が表彰された。

- ◎武井清元理事（（社）埼玉県建設業協会
相談役）
- ◎佐野良雄前副会長（（社）埼玉県電業協
会前会長）
- ◎宮田勉前理事（埼玉県環境安全施設協会
前会長）

議事では、各府県建産連から10項目の提案
議題について説明が行われ、それに対し国交

省の各担当者から回答を得る一問一答の形式
で意見交換が進められた。この中で、「予定
価格の上限拘束性の撤廃」に対しては、「建
設産業の大きな問題と認識。入札契約制度全
般の改正の中で慎重に対応していきたい」と
回答。このほか、①公共工事の品質と収益が
確保できる環境づくり②地域企業の受注機会
の確保とダンピング対策の強化③分離分割発
注の推進④建設労働者の労働環境確保などを
めぐり活発な意見が交わされた。埼玉県から
は、「公共工事予算の確保について」、「分離
分割発注の推進」、「工事および委託業務のダ
ンピング防止策」の3項目を提出した。

議事終了後には、品確法に基づく方針の遵
守徹底を図るとともに、地方公共団体におけ
る総合評価方式の早期導入拡大措置、予定価
格の事前公表と上限拘束性の撤廃、中小建設
業者の受注機会確保など、7項目にわたる決
議文が読み上げられ、満場一致で採択、この
決議文をもとに11月以降に、政党や国交省な
ど各関係機関に対する要望活動が行われるこ
とになった。

建設産業構造改善推進協議会 平成22年度総会開く

埼玉県建設産業構造改善推進協議会（会
長・成田武志県土整備部長）8月10日午後2
時より、埼玉教育会館で平成22年度の総会を
開き、21年度の事業報告を行うとともに、平
成22年度の事業計画を決めた。

当建産連からは関根会長と和田事務局長が
出席した。

開会に先立ち成田会長が、「建設産業は基
幹産業として地域経済を支えるとともに、県
民の安全・安心を守る極めて重要な産業と位
置付けられている。防災や復旧に取り組む地
元協会会員企業の社会的使命を、県民に正し
く伝えることも我々の重要な任務と言える。
一段と厳しさを増す一方、従業者の高齢化が

進み、再び活力を取り戻し魅力ある産業として健全な発展を図るため、当協議会の果たす役割は大きく、事業が効率的に推進されることに期待する」とあいさつした後、成田会長を議長に議事に入った。



事業報告として、まず、県が埼玉県建設産業構造改善のための主な取り組みについて説明した後、埼玉県建設業協会、当建産連、雇用・能力開発機構埼玉センター、埼玉県中小企業振興公社、埼玉労働局職業対策課、埼玉県産業労働部産業支援課からも順次説明を行い、特に異議なく承認された。

平成22年度事業計画では、「厳しい経営環境の建設業界を生き抜く企業づくりの工夫」をテーマとした彩の国建設産業構造改善推進セミナーを、10月に開催するほか、建設業界との意見交換会の開催などの事業計画が報告され、これについても異論なく承認された。



委員 理事会報告

全国建産連会長会議提出議題と 団体政策要望などを協議

第1回総務委員会

平成22年度第1回目の総務委員会が7月30日午後2時から、埼玉建産連会館特別会議室で開催され、正副委員長の選任を行うとともに、国および県に対する要望事項と全国建産連会長表彰候補者について協議が行われた。

冒頭、先の正副会長会議において決定した原案について諮った所、異議なく承認され、委員長に古郡一成氏（埼玉県建設業協会）、副委員長に高橋庫治氏（埼玉建築士会）の就任が決まった。

【議 題】

国および県に対する要望事項について

全国府県建産連会長会議の提出議題については、①公共工事予算の確保について②分離分割発注の推進について③工事および委託業務のダンピングの防止策について—の3件を当建産連の提出議題とすることを諮り、承認された。



また、自民党、民主党、公明党県議団に提出する埼玉県に対する要望事項については、

①公共工事予算の確保②分離分割発注の推進について③地域要件の設定について④工事および委託業務のダンピング防止策について⑤設計委託議用務の積算根拠公表および国土交通省告示第15号の完全適用についての5項目を諮り、一部修正を加えて提出することで承認された。

全国建産連会長表彰候補者について

表彰規程に則り、平成22年度推薦者として、武井清元理事（埼玉県建設業協会相談役）、佐野良雄前副会長（埼玉県電業協会前会長）、宮田勉前理事（埼玉県環境安全施設協会前会長）の3氏が挙げられ、決定した。詳細は告知板の欄に掲載

その他

7月20日より、1階レストラン（キッチンCOCORO）がオープンしたことを報告した。

22年度事業・講演会 2テーマの開催決める

第1回研修指導委員会

平成22年度第1回目の研修指導委員会が9月15日午前10時から、建産連会館特別会議室で開催され、22年度事業の実施計画について協議が行われた。

【議 題】

正副委員長の選任について

先の正副会長会議において推薦された、岡村藤美委員長（埼玉県造園業協会）と島田松夫副委員長（埼玉県建設業協会）案について諮り、異論なく承認された。

事業実施状況について

事務局より、これまでに実施した講演会、研修会などの概要について報告が行われた。

平成22年度事業実施計画（案）について

今年度は、経営層を対象とした建設産業講演会と、実務者を対象とした研修指導講演会

の2回を実施することとし、テーマと実施時期について協議を行った。



○建設産業講演会（第1回）について

事務局から、3テーマを示し協議の結果、経営事項審査をテーマに「経営分析力で差をつける！中小企業のための経審対策講座～経審対策の基本から経営改善への活かし方まで～」を実施することに決定。

開催要領は次のとおり

- ▽日 時 10月中旬頃
- ▽時 間 午後1時30分から4時30分
まで
- ▽場 所 建産連研修センター3階大
ホール

なお、同日は第1部として「建設業の地域産業化支援策」について、県および国の職員による各種支援策の説明と質疑が予定されている。

○研修指導講演会（第2回）について

事務局から、3テーマを示し協議の結果、総合評価方式をテーマに「総合評価方式「施工計画」作成のポイント」を実施することに決定した。

開催要領は次のとおり

- ▽日 時 来年2月中旬頃
- ▽時 間 午後1時30分から4時30分
まで
- ▽場 所 建産連研修センター3階大
ホール

委員長に大原萬彌氏 （空衛協会長）を選出 広報委員会

新メンバーによる本年度第2回目の広報委員会が7月21日正午から、建産連会館特別議室で開催され、正副委員長の選任を行い、委員長に大原萬彌氏（埼玉県空調衛生設備協会・会長）、副委員長に荒川春郎氏（建設業労働災害防止協会埼玉県支部・副支部長）を選出した。

議 題

「建産連ニュース」第125号の発行について

このほど発行された7月号について、事務局から記事の掲載順に要点を説明、特に意見なく了承された。

「建産連ニュース」第126号の編集案について

10月に発行する第126号の編集案について、編集担当から趣旨説明を受け、特に意見なくこれを了承した。



報告事項など

- ①第32回「埼玉建設産業」ポスター・絵画コンクールの作品募集を開始したことを報告した。
- ②建設業振興活動特別緊急支援助成事業に対し、「建産連ニュース」電子アーカイブの公開・活用事業として応募したことを報告。事業内容は、創刊号から最新号までの建産連ニュースを電子化、連合会ホームページ上で自由に閲覧できるよう

にするほか、会員および一般の希望者へ電子メディアで無償配布する。事業費用は約150万円で、うち120万円が助成される。

- ③現在発行している建産連ニュースの誌面の大きさをB5版からA4版に変更するほか、文字を1ポイント大きくするなど意見が出されたため、費用面の検討を行い次回委員会で結論を出すことを申し合わせた。

その他

次回委員会開催日を10月20日とすることを決めて閉会した。





愛川先生

建設環境の偉大なアドバイザー ：愛川敬武先生

今回は、建設工事に関わる植物の保護に大変お世話になった**愛川敬武先生**の話をしていきたいと思います。

河川の水辺国勢調査（愛川先生との出会い）

水辺環境の重要性が認識され、これらをふまえた河川法の改正などがありまして、新河岸川の「河川水辺の国勢調査」が行われることになりました。

新河岸川は首都圏30キロ圏内にあり、上流地域に雨水の受け皿になる森林が無い上に、周辺開発が急速に進められ、住宅が密集し、田畑の減少に伴う雨水の浸透が土中になされなくなり、降った雨が河川に集中するといういわゆる**都市型水害**がたびたび発生するようになりました。しかし、もともと平地部なので、まとまった樹木などはなく、河川の法面のみに、**斜面林**があり、これが貴重な緑として存在感を有しておりました。

これは、河川管理者としては、困ったことで、河川改修するには、この斜面林が邪魔になります。この斜面林を残すと、下流の罹災者が救えません。そこで、この斜面林を残しつつ、河川を広げなければなりません。事実、河川改修の要望には悲鳴にちかいものがあり、かといって

斜面林の保護の要望が強く出されており、私が赴任したときには、どちらの側にも、色よい返事がしてありました。この相矛盾する命題をクリアするには、ひたすら、時間の経過を待つか、誰もが納得する言い訳をひねりださなければなりません。しかし、水害はいつでも発生する可能性があるため、本当のところは猶予がありません。

こんな背景から、この**斜面林**に、あまり珍しい植物などが自生していると、河川改修が簡単にはできなくなります。

この調査を専門の調査会社に発注すると、早速、植物に詳しい専門家を紹介してほしいとの依頼がありました。おいおい、それをやるのが、あんたがたの仕事ではないのかと、いいますと、いろいろ探したのですが、この新河岸川周辺については詳しい人がいないのだと言っております。仕方ないので、以前出向したところのある川越市に相談に行きました。教育委員会の人ややむとした感じで「何を調べたんでしょうかね、詳しい人はいくらでもいますよ、愛川先生の所へ行けば、弟子の誰かを紹介してくれますよ」早速先生の家に行きますと、ぞうりなど女物の履き物が玄関いっぱいあり

まして、女の弟子がこんなにたくさんいるんだとおもいました。そう言えば、先生は川越女子校の校長だったとも市の人が出てたなあ、すると、美人の奥さんが現れて「ちょっと、待ってくださいね、呼んできますから」と二階へいきました。そのまに、若い女性がゾロゾロと部屋から出て参りました。驚いたことに、和服の人までおりました。私は昆虫関係のグループに所属していたので「植物をやる人は優雅だなあ、虫じゃなく、植物をやるべきだったかなあ」と、正直、ちょっと後悔いたしました。

それにしても、真面目を絵に描いたような市の職員がこんな粋なはからいをしてくれるとはありがたいことだなと思いました

そこで、どのお弟子さんにお世話になるかもしれませんので、精一杯愛想良く、つぎつぎと挨拶を返しながらか、「こうなったら、どの娘さんでもいいなあ、若いし、品もあるからな」と、思いました。すると、先生と奥様が降りて参りました。「私が愛川です」と、自己紹介されたので、川越市からの紹介でお願いにあがりました」と、玄関先にいたお弟子さん達が皆、奥さんに向かって「先生、ありがとうございます。失礼いたします」などと言っております。愛川先生もニコニコしております。

「騒ぎのところですみませんねえ、きょうは「お茶の日」でもう終わりにになりましたのでお上がり下さい」と、奥さんがおっしゃいました。あれ、あの娘さん達、奥さんの「お茶の弟子」なんだ、がっかりすると共にほっといたしました。

新河岸川の調査のお願いをいたしますと、「近くなので、私が案内いたしますよ」「植物は現地をあるって見るのが一番です。彼らは、それぞれ好きな所を

選んで生きていますから」と、先生自らきて指導してくれることになりました。帰って、市役所に電話をすると、「先生には、いろいろ、頼んであることがあるんで、1日か2日にしてくれないか、こんなことなら紹介しなければよかった」と、怒られてしまいました。

現地調査

愛川先生も約束の時間よりだいぶ早めに来られました。先生が自らこられるというので、当然、所長のわたしも早く現地に行き、周辺のゴミなど拾い集めておりました。先生は資料を鞆から取り出し、新河岸川を眺めやっております。こんな時に限って、調査会社の人間がノコノコと遅れてくるんですね、「すみません、渋滞で混んでおりましたんで」

私が謝りながら、会社の人を紹介いたしますと「急ぎましょう、植物は朝の光で見るのが見つけやすいですよ」と、おっしゃり上流から歩き始めました。私たちにとって、いつも見慣れた何でもない草原（くさはら）が、先生にとっては、とても興味深く、数歩行つては立ち止まり、これは何、あれは何と、名指したあげく「昔は、どこにでもあったんだがなあ」と、ため息をついたりしております。

先生の話では、宅地化がすすめられたため、居場所のなくなった植物が新河岸川畔に逃げこまざるをえなかったんだそうです。

動物が逃げ込むのならわかるんですが、種を風に飛ばしたり、動物に付着させたりして移動していくとのことで、植物も生き残るためには大変なのであります。

仕事めっきり少なくなった建設会社も種を飛ばしたり、動物にくっついて生き残れる方法があるといいんですがね、

先生は、植物をいとおしみながら、ま

た、声をかけながら、ずんずんと歩いていきます。問題の斜面林に入りますと、湧き水のところで、はたと、止まり動かなくなりまして。

「市川さん、今日来た甲斐があったよ、もうこの辺では見られなくなったものが、けなげにも、こんなにいろいろと、咲いてるんだよ、水の中にも珍しいのが見つかった」と、興奮気味におっしゃいました。いつまでも、慈愛のまなざしで動こうとしない先生の姿に、

「これは何としても、斜面林を残さんと」との思いで身が引き締まるようでした。



愛川先生が保全に努めた新河岸川斜面林

このほか、オオタカの食事痕や、メダカ（新河岸川にメダカがいた）などの発見もあり、特に抽水植物（水底に根を張り、茎の下部は水中にあり、残りの茎や葉、花は水面より上にある植物、ヨシ、ガマなど）の珍しいものがぞくぞく見つかりました。調査会社の職員も、先生の人柄と専門的知識に皆「新河岸川も先生にとっては、自分の庭みたいなもんだね」と、感心いたしました。この時が、愛川先生との初めての仕事でした。

東京狭山線（狭山から所沢に向かう都市計画道路）のオオタカ

次に、先生にお願いに伺ったのは、東京狭山線のオオタカ生息地に、今は少なくなったキンラン、ギンラン（準絶滅危惧種）の自生地が見つかったからです。これらの移植に、やはり、現地でご指導頂きました。

この時、オオタカ対策のため、都市計画道路にもかかわらず、地下トンネル方式で道路をつくるべきとの提案が専門家よりなされているとの話をいたしますと、「この辺は、堀兼（ほりがね）の地名があるように、地下水の流れが複雑なんだよ、道路を地下にすると、悪いことに、地下水のながれの下流にあたる地域に絶滅のおそれがある植物が多く自生しているんだよ、これらが全滅してしまうことになる、オオタカは羽がはえていて、どこへでも飛んでいけるが、植物にとって地下水の変動は致命的になる」と、鳥の仲間のことだけで決めるのには反対のご様子でした。

地下水の専門家の安藤先生も地下トンネルは地下水の錯乱をおこし、その結果この地域独自の地下水脈が失われてしまう恐れがあるので反対とのことでした。この両先生のご意見により、オオタカの対策をしっかりと行うことで、地上案でいくことになりました。

タンポポ騒動

大型の観光バスが、狭い川越土木事務所（現川越県土整備事務所）に何回も切り替えしたあげくに入って参りました。所沢の県議が大勢の支持者と共にやってきました。

「柳瀬川に、可憐なタンポポが棲み着いたんです。これを保護して欲しいのです」と、支持者の1人が代表して申し入

れを行いました。

「ええっ！」と、思わず絶句してしまいました。冬場に大雨が降り、上流から土砂が流れ込み、川の中いっぱい堆積しているとのことで、これを取り除く準備をしているところだったのです。このままにしておくと、春先によくある豪雨で兩岸の家が流されてしまう恐れがあります。そのため、地元からも強い要望があったところなのです。

「この場所は、土砂が大量に堆積しているところなので、大雨が降ると兩岸の家が流される危険が・・・」と、話の途中で、

「そんな状況だから、わざわざ、頼みにきたんです。」

「せっかく、居着いたタンポポが可哀想じゃないですか」

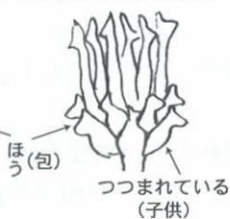
「それでは、皆さんが、安全なところに遷してやってくれませんかね」

「そんな無責任な、川の中のことは役所の人やるんでしょうが、そのために、高い税金を払っているんですから」

イ) 西洋タンポポ



ロ) カントウタンポポ



「他にもたくさん頼みたいことがあるんで、これは、所長さんがうまく考えてやってくださいね」と、県議にきっぱり言われてしまいました。

帰ってから、「何故、きっぱりと断らないんだ」と、河川課長や河川部長にさんざんおこられてしまいました。かといって、多くの支持者の前で県議の顔をつぶ

すのはためられるものがあります。早速、現場に行きますと、珍しいタンポポどころか、外来種のセイヨウタンポポではありませんか、土砂の堆積は思ったより多く川のほとんども埋め尽くしておりました、川の水が兩岸の隙間をころうじて流れている有様で、これでは、一刻の猶予ありません。上流400メートル位のところで、平地林が崩れてなくなっておりましたが、これ以上の土砂崩れはなさそうなので、ほっといたしました。その足で愛川先生のおたくに伺いました。

「直ぐに土砂はかた付けたほうが良いですよ、グズグズしてはいけません。川沿いの人が心配しているでしょう。セイヨウタンポポより洪水の危険です」

「環境団体の方はタンポポを守れと言ってるんです。県議の先生も間に入ってるんです」

「セイヨウタンポポなら日本では一年中開花してるんです。そして、種を散らして拡がっていくのでどこにでも生えていますよ、それより人の生活が大切です。私の名前を出して貰っても結構ですから、急いで工事をするべきでしょう」

先生のこの言葉を県議に伝えますと、「専門の先生の判断とあれば、わたしも支持者に説明できます」と、行政だけの判断でないことに謝意を表しました。

植物勉強会

川越の建設業協会川越支部（三上泰弘支部長）主催の植物勉強会が開かれました。参加者は現場の工事責任者が主でしたが、川越土木、新河岸川総合治水事務所の技術者や県庁の自然保護課の人も特別参加をいたしました。講師が愛川敬武先生だったからです。愛川先生は埼玉県レッドデータブック（絶滅危惧種）の植物関係の団長の要職にあり、県の環境部

では大変お世話になっている植物の専門家であり、県内の植物には最も詳しい人といわれております。愛川先生が川越女子校の校長だったとき、三上さんがPTA会長をしていた関係から講師がお願いできたようです。

皆はじめて聞く話に真剣そのものでした。印象に残ったのは、「表土20センチの厚さの中は何億もの命の塊で、1センチの黒土が出来るのに300年もかかる」「植物は地形地質に応じて、種々多様な植物が生きていること、これらの植物に迷惑をかけないで工事を行うには工事前の観察が最も重要である」「地形上の弱点は水辺（水と土との接点）である。ここをできるだけ攪乱しないように」工事で土を動かす我々にとって、眼からうるこの話や耳の痛い話などがありましたが、土木事業の担い手たるもの、地形や地質だけでなく、そこに棲息する生物にも目を向けなければならぬことを教えてくれました。そういえば、ここで、偉大な土木の先輩；井沢弥惣兵衛さんも見沼の動植物をそこに住む子供達を使って綿密に調べたと伝えられていることを思い出しました。

この後も土木関係での問題にご指導を頂きました。順を追って紹介したいと存じます。

利根川上流のコマツナギ

荒川上流河川事務所の調査課長さんから連絡が入り、「利根川上流河川事務所へ急いで行って欲しい」とのことでした。内容をざっと聞きますと、「コマツナギの群落をブルドーザーでならしてしまっただけでなく、そこに棲息する生物にも目を向けなければならぬことを教えてくれました。そういえば、ここで、偉大な土木の先輩；井沢弥惣兵衛さんも見沼の動植物をそこに住む子供達を使って綿密に調べたと伝えられていることを思い出しました。

かわかりません、色々連絡を取ってようよう、橋梁架替工事のところとわかりました。現場に行ってみると、無惨に群落全体が取り除かれ作業ヤードにするためならしているところでした。調査課長の意向を伝え、工事を中止して貰い写真をとりました。現場責任者にも連絡が入ったらしく、工事の状況など説明してくれました。私はとんぼがえりして愛川先生の所に行きました。

「コマツナギは根が深いので、これ以上車などが入らないようにして、養生すればいいのではないかと」

「養生ってどうすればいいんですか」
「土が乾かないように川の水でも使って撒水すればよいのではないかと」
早速、調査課長にこの旨連絡いたしました。いつも感心するのですが、国の機関はこういうことまできちんとやるんですね、現地に行ってみますと、トラロープがはってあり、河川監視員までついているではありませんか、2・3年後立派な群落が復活しました。



コマツナギ

熊谷のミゾコウジュ

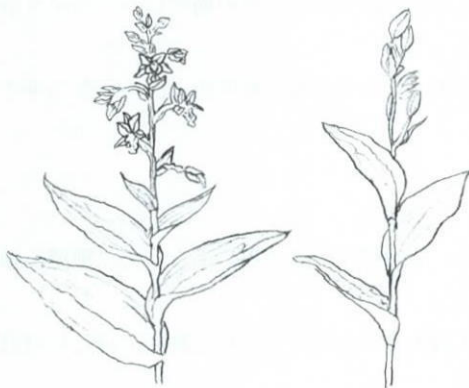
熊谷県土整備事務所から、「市民が調節池の中でミゾコウジュを見つけ、これの保全を強く要望されているので困っている」との連絡でした。早速、事務所にいきますと、調節



池の位置と市民が撮影した写真（今のカメラでどうすればこんなに不鮮明に撮れるのかと思う写真が多い）を見せて貰いました。現地で、ミゾコウジュの確認と写真をとりました。「ミゾコウジュは河原などで、車など走り回ったような攪乱されたところに、突然発生するんだな、正直言って、保全の方法がないんだな、ほかでも県から頼まれたんだがどうやってもうまくいかない気まぐれな性質があり、手に負えんのだよ」と珍しく、先生が困った顔をされました。この結果を熊谷県土に連絡いたしますと、「高名な先生でも手に負えんようなものなら仕方ないですよ」ちよっぴりほっとしているようなので、「先生に相談したんだから、大切に扱って下さい」と、言いました。

愛川先生が今年の2月10日に逝去されました。誠に痛惜の思いです。植物と奥様をこよなく愛した先生は、今頃、好きなたくさんの花々に囲まれてお過ごしと 생각합니다。

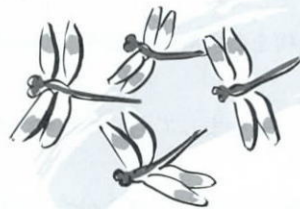
謹んで先生のご冥福を願ひこの稿を終わりたいとぞんじます。合掌



キンラン

ギンラン

これ以外にも「狭山市入間川のサクラ植栽可能場所の選定」「圏央道予定箇所でのキンラン・ギンランが自生しているとの住民の申し出に対して、栽培によるものと周辺の植生より見抜いた」などいろいろと、現地指導してくれました。大宮国道事務所では、佐久間先生や愛川先生など川越の先生のおかげで、圏央道が進んだと、担当課長が会うたびに言っております。



告知板

全国府県建産連会長会議提出議題

(国に対する要望)

公共工事予算の確保について

地方の中小建設産業は、地域の基幹産業として、また、災害復旧の際の担い手として、地域の経済社会を支える大きな役割を受け持って参りました。

しかし、公共事業の大幅な減少により極めて厳しい経営環境下に置かれています。平成22年度の公共事業関係費は、前年比18.3%減の約5兆7千億円と、30年以上前の水準にまで落ち込んでおります。

さらに、政府の来年度予算の概算要求基準として各省庁予算の10%を削減するとの閣議決定がされておりますが、このままでは、国民の安心・安全を支える建設産業界全体の崩壊にもつながる事態を引き起こしかねません。

国におかれましては、この危機的状況をご賢察いただき、少なくとも今年度を上回る公共工事予算の確保を強くお願いいたします。

分離分割発注の推進について

地方の中小建設産業は、地域の基幹産業として、また、災害復旧の際の担い手として、地域の経済社会を支える大きな役割を受け持って参りました。

しかし、公共事業を始めとする建設投資の減少、受注競争の激化などにより、極めて厳しい経営環境下に置かれています。

各企業は、徹底したコスト削減を行うなど懸命な自助努力に取り組んでいますが、市場の確保、及び受注機会の拡大が最大の課題となっており、分離分割発注等により、公共事業の受注機会を与えていただくことが必要不可欠であります。

国におかれましては、これまでも地方への配慮をされてこれ、感謝に堪えないところですが、この厳しい現状をご理解いただき、一層の分離分割発注の推進と、地元専門企業への発注をお願いいたします。

地方自治体に対しましても、これらの点について、強くご指導いただくようお願いいたします。

工事及び委託業務のダンピング防止策について

建設産業は、地域の基幹産業として、また、災害復旧の際の担い手として、地域の経済社会を支える大きな役割を受け持って参りました。

しかし、公共事業を始めとする建設投資の減少、受注競争の激化などにより、過度な低価格受注が数多く発生し、品質の低下が懸念されるところです。

これを打開するためには、最低制限価格の引き上げを全ての地方自治体に対して徹底するとともに、低入札調査価格においても最低制限価格と同様の失格ラインの設定について導入を図っていただくようお願いいたします。

また、建設工事の設計、測量、調査、補償コンサルタント業務等の委託業務につきましても、適切な最低制限価格設定とともに、総合評価方式の導入など、ダンピングの防止策を講じられるよう、併せてお願いいたします。

埼玉県に対する要望事項

公共工事予算の確保について

地方の中小建設産業は、地域の基幹産業として、また、災害復旧の際の担い手として、地域の経済社会を支える大きな役割を受け持って参りました。

しかし、公共事業の大幅な減少により極めて厳しい経営環境下に置かれています。

平成22年度における国の公共事業関係費は、前年比18.3%減の約5兆7千億円と、30年以上前の水準にまで落ち込んでおります。

さらに、政府の来年度予算の概算要求基準として各省庁予算の10%を削減するとの閣議決定がされておりますが、このままでは、県民の安心・安全を支える建設産業界全体の崩壊にもつながる事態を引き起こしかねません。

県におかれましては、この危機的状況をご賢察いただき、少なくとも今年度を上回る公共工事予算の確保を強くお願いいたします。

分離分割発注の推進について

地方の中小建設産業は、地域の基幹産業として、また、災害復旧の際の担い手として、地域の経済社会を支える大きな役割を受け持って参りました。

しかし、公共事業を始めとする建設投資の減少、受注競争の激化などにより、極めて厳しい経営環境下に置かれています。

各企業は、徹底したコスト削減を行うなど懸命な自助努力に取り組んでいますが、市場の確保、及び受注機会の拡大が最大の課題となっており、分離分割発注等により、公共事業の受注機会を与えていただくことが必要不可欠であります。

県におかれましては、これまでも地元企業への配慮をされてこられ、感謝に堪えないところですが、この厳しい現状をご理解いただき、一層の分離分割発注の推進と、地元専門企業への発注につきまして、特段のご配慮を賜りたくお願いいたします。

地域要件の設定について

県においては、地元企業の受注機会を確保しつつ、公正な競争が確保できるよう「一般競争入札参加条件設定ガイドライン」を定めており、応札業者数が原則として30社程度となるよう、地域要件の設定を行っておられますが、もともと業者数が少ない業種にあっては、常に全県域が対象地域要件となり、工事場所から遠方の業者が落札する例が多々発生しています。

工事場所から遠方の業者は、災害復旧の際の担い手となるなどの不測の事態に対応することは不可能であり、日常的な維持管理にあっても即時対応できずに施設管理者の負担増加の要因となりますので、地域要件の設定は最小限にとどめていただくようお願いいたします。

工事及び委託業務のダンピング防止策について

建設産業は、地域の基幹産業として、また、災害復旧の際の担い手として、地域の経済社会を支える大きな役割を受け持って参りました。

しかし、公共事業を始めとする建設投資の減少、受注競争の激化などにより、過度な低価格受注が数多く発生し、品質の低下が懸念されるどころです。

これを打開するためには、最低制限価格の引き上げを全ての地方自治体に対して徹底するとともに、低入札調査価格においても最低制限価格と同様の失格ラインの設定について導入を図っていただくようお願いいたします。

また、建設工事の設計、測量、調査、補償コンサルタント業務等の委託業務につきましても、適切な最低制限価格設定とともに、総合評価方式の導入など、ダンピングの防止策を講じられるよう、併せてお願いいたします。

設計委託業務の積算根拠公表及び国土交通省告示第15号の完全適用について

設計委託業務の入札執行上の問題点として、業務内容・条件・業務範囲の明示が必ずしも十分でないものも多く見受けられます。

例えば、「その他この業務に関連する業務一式」という文言で表現され、入札の段階では想像もしなかったような業務が発生することや、「分掛け」や「依頼度」と称して、積算結果を一律に減額する調整係数を導入して、全体金額の圧縮を図っていることなどです。

この結果、実務と対価が乖離する事例が多くなっており、成果品の品質低下が危惧されるとともに、経営基盤をも危うくしかねませんので、全ての業務について、業務内容とその対価（人工）の積算根拠を事後公表していただきたく、お願いいたします。

県内においては、一部業務項目内容やその対価（人工）を公表している自治体もあることから、県におかれても、積極的かつ前向きな対応をお願いいたします。

また、数年前の一連の建築構造計算書偽装事件に端を発し、建築士法が改正され、設計者に負わされる責任が極めて重くなり、それに伴い業務量が飛躍的に増大しました。このため、建築士法の改正に合わせて、国土交通省告示第15号として、建築士務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準が平成21年1月17日付けで発せられましたことから、公共工事の設計業務に関して、上記告示の速やかな完全適用をお願いいたします。

さらに、最近、受注競争の激化により、やむを得ず低価格入札が非常に多くなっており、現在の状況は異常であり、現状の低価格入札を前提とした来年度の予算計上となることの無いよう、ご配慮をお願いいたします。

下請債権保全支援事業について

東日本建設業保証(株)埼玉支店

・下請債権の保全を国が後押し

下請企業等の売掛金債権及び手形債権の保全を目的とした「下請債権保全支援事業」が今年3月からスタートしています。

この事業では、手形債権だけでなく売掛金債権も保証の対象となっています。また、最大4%の助成金を受けることができ、保証料負担を軽減できるものとなっています。

この事業を担うファクタリング会社として当社の子会社である(株)建設経営サービス(KKS)が(財)建設業振興基金から認定されております。

「下請債権保全支援事業」は、国土交通省が創設した制度で、下請契約における注文者(元請企業)が倒産等に陥った場合、下請・資材企業が保有する売掛金と手形の債権を保全する制度です。KKSが債権を支払期日まで保証するものですが、保証済の手形債権については、要望に応じ、手形割引も行っています。この制度を利用できる方は、下請契約における注文者(元請企業)に公共工事の受注実績があれば、1次下請だけでなく2次以下の下請、資材企業も利用ができます。また、保証1回あたりの申込の下限額が100万円となっておりますので、利用しやすい環境が整っています。

利用者にとって最大のメリットは、債権が回収できなくなった場合に保証限度内で支払期日まで100%の保証を受けることができます。その他にも、保証料の3分の2(ただし年率4%が上限)を助成金として受け取ることができ、保証料負担を軽減することができます。なお、この事業を利用する際には、年率1%を利用料金として支払う必要があります。

保証の形態は、債権毎の個別保証となりますので、保全が必要な債権だけの保証を受けることができます。また、手形割引を利用することにより、早期資金化も可能となります。

新規登録後の手続きは、下請・資材企業が保証を希望する手形のリストと手形のコピー等をKKSにFAX送信し審査を受けます。審査結果を受け取った後、申込書をFAX送信し保証料を振込み、保証がスタートします。

8月末の同社の保証実績は、15億2500万円に上り、利用者からは、『手形の保全ができ安心できる』、『売掛金まで保証してもらえるので助かる』といった声が多いとのこと。詳細は、(株)建設経営サービスのHP (<http://www.kks-21.com>)へ。

彩の国みどりの基金

「記念プレート付き植樹」完了のお知らせ

今年2月16日に浦和ロイヤルパインズホテルで開かれた、当建産連主催の「2010埼玉建産連新春の集い」の席上で、「彩の国みどりの基金」に寄付を行ったのに対し、このたび上田知事から、埼玉スタジアム2002公園に記念プレート付きの植樹が完了した旨の連絡がありました。

(社) 埼玉県建設産業団体連合会
会長 関根 宏 様

「謹啓、盛夏の候、ますますご清祥のことと存じます。

このたびは、「彩の国みどりの基金」へ心暖まるご寄付をいただき、誠にありがとうございました。

さて、いただきましたご寄付による記念プレート付きの植樹が完了しましたのでご報告いたします。なお、植樹した場所の位置図を同封いたしました。ぜひとも、現地に足をお運びいただき、実際にご覧ください。

今後とも、次世代にみどり豊かな環境を伝え残し、自然環境と都市機能が共生する「住みやすく環境にやさしいゆとりの田園都市」の構築に努めてまいります。

引き続き、みどりの再生に一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 白

平成22年7月28日

埼玉県知事 上 田 清 司



県内経済の動き

約6割の企業が消費税率引き上げを容認

毎年の税収が減少し、国の予算が大幅に足りなくなる中で、国債を発行し続けてきた結果、財政赤字はとうとう900兆円を超過すまでになった。今や財政再建は喫緊の課題であり、そのための対策として消費税率の引き上げ問題が焦点となっているが、当研究所で県内企業経営者に税率引き上げに対する意識を探るアンケート調査を実施したところ、引き上げを容認する回答が多数を占めたことが分かった。279社から回答を得た結果によると、全産業で消費税率の引き上げに「賛成」とする回答が19%、「どちらかと言うと賛成」が42%で、実に6割強の企業が賛意を表している。しかし、「どちらかと言うと」という、曖昧な意識ではなく、はっきりと賛成か否かの二者択一に回答を分けると、「賛成」の19%に対し、「反対」は16%とほぼ拮抗していた。

思うに、自社の業績への影響度合いを見据えた場合、消費税率の引き上げがプラスに作用するのか、あるいはマイナスに、さらには大きなマイナスとなるのか、各企業ともその判断が難しいようで、板挟みに置かれている状況から約6割の企業が曖昧ながら、税率の引き上げ容認に傾いている、と言える。もちろん、膨れ上がる財政赤字を考慮して、“何とかしなければ日本経済がおかしくなる”という危機感も底流にあることも見逃せないが…。

回答結果を建設関連企業に絞ってみると、「賛成」は23%で「どちらかと言うと賛成」の34%を合わせた“引き上げ容認派”は57%と全産業を下回った。大きな差ではないが、建設関連企業にとっては、消費税率の引き上げは建設資材の仕入れに直接影響がある半面、民間工事を中心に施主から受注単価の圧縮を求められた結果、税率の引き上げ分を相殺できないと、危惧する気持ちがあるのかもしれない。

では、消費税の引き上げ税率はどの程度が望ましいのか。引き上げ“容認派”を対象に聞いた結果では、全産業で最も多かったのが「10%程度」で全体の60%を占めた。今年7月の参議院選挙で、消費税問題が焦点となり、その税率も“10%程度”という数字が示されたことが強く意識されたようだ。建設関連企業だけを抽出すると、この「10%程度」という選択肢は69%に上り、全産業を上回っている。

アンケート調査では、消費税率の引き上げを含めて、今後の税制改正に期待することも聞いた。13項目の選択肢を示して、このうち2項目を選んでもらったところ、全産業で多数を占めたのが「法人税の減税」で74%、建設関連企業だけでも66%というトップの結果。多くの企業が法人税減税に期待する気持ちが強いようで、企業としては消費税率の引き上げで個人消費が落ち込むよりも、法人税率を引き下げて経済を活性化させた方が最善だと判断しているようだ。県内企業の税制に対する意識は、消費税率の引き上げではなく、法人税率の引き下げを望んでいる、と言うのが本音かもしれない。

(ぶぎん地域経済研究所)

図1. 全産業

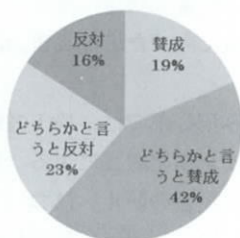
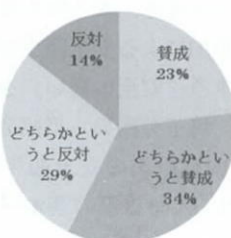


図2. 建設関連企業



建産連 だより

○埼玉県電気工事工業組合

埼玉建産連会館に浦和支部分室を開所

埼玉県電気工事工業組合（小澤浩二理事長）の浦和支部（値賀信彦支部長）が埼玉建産連会館3階に浦和支部分室を開所した。

浦和支部分室では埼玉電工組が埼玉県から委託を受けている、第一種・第二種電気工事士免状の申請受付業務を行う。また、埼玉県収入証紙の販売も同時に行われる。つきましては免状の申請及び証紙の必要な方はご利用下さい。

問合せ先は、埼玉県電気工事工業組合浦和支部分室（電話048-864-3333）
本部事務局（電話048-663-0242）

○建設業労働災害防止協会埼玉県支部

第37回 埼玉県建設業労働災害防止大会開く

建設業労働災害防止協会埼玉県支部（真下恵司支部長）は9月28日午後1時から、埼玉会館で埼玉労働局らの後援による第37回埼玉県建設業労働災害防止大会を開き、安全優良事業場賞9社や個人・職長賞など16人を表彰するとともに、「リスク先取り推進運動埼玉」の積極的な推進、安全衛生教育の一層の推進、全員参加による安全衛生運動の推進を重点目標とする「安全の誓い」を宣言した。

大会には、埼玉労働局、当協会などの来賓のほか、県内建設業の安全衛生担当者ら約530人が参加、人命尊重の基本理念を再確認するとともに、全員参加による安全運動を展

開し、誰もが健康で安心して働くことのできる快適で明るい職場づくりに向け決意を新たにした。

開会に先立ちあいさつに立った真下支部長は、「県内死亡災害は昨年と比較して減少傾向にあるが、全国的に見ると本年に入り昨年同期と比較し13%もの大幅増加に転じており、過日、厚生労働省より関係団体に対し防止対策の徹底について緊急要請がなされたところであります。本年度は、継続実施する「リスク先取り推進運動 埼玉」を、専門工事団体にも広く呼びかけ現場の危険ゼロを目指したい」と述べ、関係者に対し積極的な取り組みを要請した。



現場の危険ゼロを呼びかける真下支部長

表彰式では、安全優良事業場賞9社や個人賞9人、職長賞7人に対し真下支部長から表彰状と記念品が手渡された。

また、来賓として埼玉労働局の荻谷秀信局長をはじめ、田中栄一・県警交通部長（代理一中野交通安全対策室長）、当協会の古郡会長らが出席。荻谷局長はあいさつの中で、「より安心、快適な職場づくり」を訴えるとともに、年末に向けた労働災害の防止を呼び掛けた。

休憩を挟み第2部では、埼玉労働局基準部の真壁秀夫安全衛生課長による「建設業におけるクレーン災害の防止」について講演が行われたほか、第3部では、元全日本女子ソフ

トボールチーム監督の宇津木妙子氏が「夢への実現 ～努力は裏切らない～」と題した記念講演を行った。

表彰された安全優良事業場と個人の受賞者は次のとおり（敬称略）。

【事業場賞】

▽関口工業▽伸明建設▽東栄▽寄居建設▽嶋田実業▽岩崎工業▽吉澤建設工業▽渡辺工務店▽カネミツ設備

【個人賞】

▽瀬谷正巳（柏木建設）▽五関清幸（島田建

設工業）▽原笹治三（共栄建設）▽大鷲文雄（田部井建設）▽中島大介（岩堀建設工業）▽宮内富士夫（名倉建設）▽吉川義雄（洋光建設）▽藤田 眞（サイレキ建設工業）▽吉田 郁（有隣興業）

【職長賞】

▽田部井邦夫（ミウラ）▽菅野英一（斎忠土木）▽倉野 均（倉野建設）▽大澤圭一（キンケン）▽高橋博樹（高栄工務店）▽阿野真司（吉松建設工業）▽長井秀夫（秩父塗装）



建設工事積算の基礎データ

Web建設物価

<http://www.web-kensetu-bukka.jp/>

標準版 50,400円／年間（税込）

簡易版 37,200円／年間（税込）

単月版 5,250円／月間（税込）

月刊「建設物価」に比べ圧倒的な情報量で、大好評のマイページ機能や掲載価格のグラフ表示機能等を搭載。

土木工事市場単価情報誌

季刊 土木コスト情報

年4回発行／B5判／1冊定価3,400円（税込）
年間購読料／12,000円（税込・送料サービス）

土木工事における市場での取引単価を工種別、規格別、都道府県別に調査し、市場単価としてとりまとめた季刊情報誌。公共土木工事の発注者・受注者の積算業務に必携です。

実態調査による総合物価版!!

月刊 建設物価

毎月1日発行／B5判／1冊定価3,799円（税込）
年間購読料／37,200円（税込・送料サービス）

建設工事で使用する各種資機材の価格や工事費、賃貸料金を全国の各都市で毎月調査し、その結果を収録している総合物価版。建設業界注目の特集記事や建設資材関連の統計資料も掲載しています。

建築と設備工事の価格情報誌

季刊 建築コスト情報

年4回発行／B5判／1冊定価4,600円（税込）
年間購読料／15,800円（税込・送料サービス）

建築及び設備工事における市場での取引価格の実態を調査し、工種別、規格別、地区別に標準施工単価や積算標準単価を掲載。また発注官庁の「建築工事市場単価方式」にも対応しています。

お申し込み・お問い合わせ

私たちは建設資材や工事費等の価格調査を通じて社会資本の整備に貢献しています

財団法人 建設物価調査会

販売業務代行 株式会社 建設物価サービス

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町10番11号（日本橋府川ビル） TEL 03-5649-8581 FAX 03-3639-4125

連台会日誌

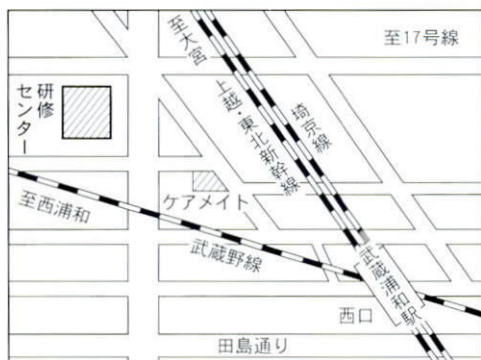
- 6月21日(月) 建設業経営講習会(於:研修センター3階ホール)
演題:元銀行の支店長が本気で語ります「不況を乗り切るための経営思考」
講師:前 浜銀総合研究所参与 関口 清氏
(社)埼玉県建設業協会、東日本建設業保証(株)埼玉支店との共催
- 6月28日(月) 脇雅史参議院議員候補者個人演説会(於:研修センター3階ホール)に関根会長、和田常務参加
- 7月1日(木) 埼玉県電気工事工業組合浦和支部分室開所式(於:建産連会館3階)に関根会長、和田常務出席
- 7月8日(木) 平成22年度公益法人実務研修会(於:さいたま市民会館)に和田常務、八鍬主任出席
- 7月20日(火) 1階にキッチンCocoro開店
- 7月21日(水) 広報委員会(於:建産連会館1階特別会議室)
①建産連ニュース7月号の発行について②建産連ニュース10月号の編集案について③「埼玉の建設産業」絵画・ポスターコンクールの実施などについて協議
- 7月22日(金) 正副会長会議(於:会長室)
①国及び県に対する要望事項について②全国建産連会長表彰候補者などについて協議
- 7月26日(月) 全国建産連広報委員会(於:虎ノ門MTビル)に高橋副会長、和田常務出席
- 7月30日(金) 総務委員会(於:建産連会館1階特別会議室)
①国及び県に対する要望事項について②全国建産連会長表彰候補者などについて協議
- 8月10日(火) 平成22年度埼玉県建設産業構造改善推進協議会総会(於:教育会館)に関根会長、和田常務、八鍬主任出席
- 8月12日(木)～8月16日(月) 夏期休館
- 8月20日(金) 正副会長会議(於:会長室)
今後の日程などについて協議
- 8月24日(火) 全国建産連総務委員会(於:虎ノ門MTビル)に関根会長、和田常務出席
- 9月15日(水) 研修指導委員会(於:建産連会館1階特別会議室)
①事業実施状況について②平成22年度事業実施計画案などについて協議

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順不同)

〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 建産連会館1階 電話 048-866-4301
 社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 FAX 048-866-9111
 会長 関根 宏

(平成22年6月10日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号	FAX
(社)埼玉県建設業協会	会長 古郡 一成	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111	048(861)5376
(社)埼玉県電業協会	会長 荻野 勝治	"	"	048(864)0385	048(864)0327
(社)埼玉県造園業協会	会長 岡村 藤美	"	"	048(864)6921	048(861)9641
東日本建設業保証㈱埼玉支店	支店長 松崎 友洋	さいたま市浦和高砂 4-3-15 K・Sビル5階	330-0063	048(861)8885	0120(027)336
埼玉県電気工事工業組合	理事長 小澤 浩二	さいたま市北区植竹町 1-820-6埼玉電気会館2階	331-0813	048(663)0242	048(663)0298
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 大原 萬彌	さいたま市中央区下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111	048(853)0676
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 渡邊 秀雄	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381	048(866)4382
埼玉県建設大工工事業協会	会長 八木澤久志	"	"	048(862)9258	048(862)9275
(社)埼玉建築士会	会長 高橋 庫治	"	"	048(861)8221	048(864)8706
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 宮原 克平	"	"	048(864)9313	048(864)9381
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 桑子 喬	"	"	048(861)2304	048(863)2495
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 坂本 克巳	"	"	048(866)1773	048(864)3055
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 真下 恵司	"	"	048(862)2542	048(862)9764
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 鏑二	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171	048(773)8175
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 矢澤 研二	さいたま市中央区上落合 9-9-4-202	338-0001	048(854)3377	048(854)3399
埼玉県環境安全施設協会	会長 小川 裕児	さいたま市西区内野本郷 1082-1	331-0045	048(795)9516	048(795)9517
(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 高岡 敏夫	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391	048(845)6720
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 島田 松夫	"	"	048(864)2811	048(864)2812
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 星野 博之	"	"	048(864)9731	048(838)9490
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 古郡 一成	"	"	048(866)4331	048(866)4322
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 濱田三千男	さいたま市大宮区浅間町1-4-4	330-0842	048(642)5771	048(642)5880
埼玉県地質調査業協会	会長 岡崎 幸夫	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)8221	048(866)6067
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 遠藤 輝男	さいたま市南区南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993	048(887)2897
(社)埼玉県設備設計事務所協会	会長 金子 和巳	さいたま市浦和高砂3-10-4	330-0063	048(864)1429	048(866)5385
埼玉アスファルト合材協会	理事長 島村 健	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636	048(816)9415
(社)日本舗道コンサルタント協会関東支部埼玉県部会	会長 中嶋 隆	"	"	048(844)0111	048(844)0259
賛助会員					
さいたま市建設業協会	会長 斎藤 恵介	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(863)3203	048(863)1794



埼玉建産連研修センター をご利用下さい

- 【所在地】さいたま市南区鹿手袋4-1-7
 【電話】048-861-4311
 【ホームページ】<http://www.sfcc.or.jp/>
 【メール】k-center@sfcc.or.jp
 【施設】大ホール(椅子席500名収容)、会議室、和室
 【開館時間】午前9時～午後5時(月～金)

建産連ニュース 第126号

平成22年10月15日発行

発行 法人 埼玉県建設産業団体連合会
 企画・編集 広報委員会
 〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4丁目1番7号
 電話 048-866-4301
 FAX 048-866-9111
 印刷 〒330-0061 さいたま市浦和区常盤2-7-7
 株式会社 信陽堂

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月